

第 5 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

会 議 録

開 会 平成13年8月6日(月) 午後2時30分

閉 会 平成13年8月6日(月) 午後3時30分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第5回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録索引

事 件 番 号	会 議 事 件 名	頁 数
	開 会	1
	会長あいさつ	1
	顧問あいさつ	1～2, 5
協議第33号	一部事務組合等の取扱い(その2)について	2～3
協議第34号	公共的団体等の取扱いについて	3～6
協議第35号	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	6～7
協議第36号	消防団の取扱いについて	7～8
協議第37号	保健衛生関係事業の取扱いについて	8～9
協議第38号	農林水産関係事業の取扱いについて	9～10
協議第39号	商工観光関係事業の取扱いについて	10～11
協議第40号	第6回合併協議会日程について	11
報告第14号	新市建設計画策定に係るアンケート調査について	12
	第5回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録署名	12
	その他	12～16
	閉 会	

第5回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成13年8月6日(月)					
召集の場所	江田島町文化センター 4階 大ホール					
開会日時及び宣告	平成13年8月6日(月)午後2時30分	議長	平口 武			
会議録署名委員	中下 雅 敏		上空 雄 二			
委 員  出席 39名 欠席 3名	委 員 氏 名		出欠	委 員 氏 名		出欠
	会 長	平 口 武		委 員	山 中 孝 博	
	副会長	平 木 重 巳		委 員	西 中 克 弘	
	副会長	大 津 克 彦		委 員	竹 内 成 明	
	副会長	谷 本 英 一		委 員	辻 井 知 明	
	委 員	道 口 昭 信		委 員	濱 谷 一 眞	
	委 員	伊 藤 富 美 雄		委 員	倉 田 政 子	
	委 員	才 野 久 男		委 員	丸 上 達 三	
	委 員	牛 尾 芳 貞		委 員	江 口 昭 三	
	委 員	向 井 忠		委 員	梅 比 良 修	
	委 員	中 下 雅 敏		委 員	田 中 達 美	
	委 員	上 松 利 枝		委 員	平 田 昌 興	
	委 員	橘 隆 信		委 員	佐 々 木 敏 之	
	委 員	津 田 紘 吏		委 員	浜 西 浩 仁	
	委 員	加 藤 軍 一		委 員	万 治 千 代 子	
	委 員	鎌 田 哲 彰		委 員	村 上 浩 司	
	委 員	小 西 俊 明		委 員	青 木 早 苗	
	委 員	平 岡 透		委 員	澤 裕 幸	
	委 員	上 空 雄 二		委 員	上 田 武 弘	
	委 員	丸 新 マサエ		委 員	林 岩 雄	
	委 員	木 葉 登 喜 夫		委 員	原 田 繁 一	
委 員	川 野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	面迫幸雄	/	オブザーバー	松井晃	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	浜岡禮三	
	顧問	安井耕造	/			
	顧問	沖井修				
	顧問	廣津忠雄	/			
合併協議会 事務局	事務局長	出口泰弘	班員	横手幸三		
	事務局次長	藤川洋一	班員	島津慎二		
	班員	平井和則	班員	前田憲浩		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	峰崎竜昌				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 顧問あいさつ

4 議題

( 1 ) 協議事項

( 2 ) 会議録署名委員の指名

( 3 ) その他

5 閉 会

## 会議の経過

土手班長	<p>皆さま方には、暑い中、またお忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ご案内の時刻となりましたので、ただ今より第5回「江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたりまして、平口会長にご挨拶をいただきたいと思います。それでは、合併協議会会長平口武様よろしく申し上げます。</p>
平口会長	<p>どなたも、こんにちは、皆さんお暑い中、ご多用の中を第5回の合併協議会にご参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。外を見ますと雨が落ち始めた感じでございます。久しぶりの慈雨になれば幸いですと思うでございます。明日が立秋でございますが、まだまだ秋は遠いような感じがいたします。皆様方におかれましては、そうした中、ご壮健でお過ごしのことなによりと存ずるでございます。先ほど申し上げましたように、本日は第5回目の合併協議会でございます。どうぞ、真摯なご討議をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。ありがとうございます。それから、暑いので委員の皆さんも、傍聴席の皆さんも上着をおとりになって、ゆったりした気持ちでお過ごしをいただきたいと存じます。</p>
土手班長	<p>次に、顧問にご就任いただいております、広島県議会議員の沖井修様に、ご挨拶を頂戴いたします。それでは、沖井修様、よろしく申し上げます。</p>
沖井顧問	<p>大変、猛暑の日が続いております。今日は第5回の合併協議会が開催されまして、お見受けしたところ協議会の委員さん選ばれた方々、また傍聴の方もお見えのようでございます。一昨日でございましたか、篠山の市長さんが来られまして、講演をいただきました。大変示唆に飛んだ講演であったと思います。今日ご出席の皆様方もお聞きになられた方が多いかと存じますけれども、次々と合併していく上で良性的な団体の統合とか、あるいは補助金であるとか、あるいは税金であるとか、諸々が協議されまして、ここまできております。建設計画もできあがりつつあるようでございます。どうぞ、大所高所にたちまして、そして、将来のビジョンをもって合併協議が進んでいただければと思っております。ご苦労が多いと思いますが、どう</p>

土手班長	<p>ぞ、地域の発展のためにご尽力いただければという思いがいたしております。簡単でございますけれど、一言ご挨拶に変えさせていただきます。本当にご苦労でございます。</p> <p>では、早速協議に入りたいと思いますが、その前に協議会委員に変更がありましたので、ご紹介させていただきます。JA代表として吉本正様が委員として選任されておりましたが、組合総会におきまして、代表理事の改選があり、上田武弘様が新たに代表理事組合長に就任されましたので、吉本様に代わりまして新しく協議会委員をお願いしております。次に、事前にご配布しております資料集の2頁、12頁、27頁に訂正がございましたので、皆様のお手元に配付してありますものと、差し替えのほうをよろしく願いいたします。それでは協議に入りますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、これからの議事・進行は平口会長にお願い申し上げます。</p> <p>本日の会議には、41名中3名が欠席されておりますので、38名の出席でございます。それでは、会長よろしく願いします。</p>
平口会長	<p>定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きたいと存じます。</p> <p>すでに、お手元に議案として差し上げておりますので、十二分に目を通しておられる事と存じますが、先ほど申し上げましたように、活発なご討議をお願い申し上げたいと存じます。では、直ちに協議事項に移ります。協議33号「一部事務組合等の取扱い(その2)について」を議題といたします。事務局より説明させます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第33号「一部事務組合等の取扱い(その2)について」ご説明いたします。</p> <p>協議事項の1頁をお開きください。普通地方公共団体は、その事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規程により組合を設けることが出来ますが、このことにつきましては、第3回の合併協議会において、ご説明させていただきましたので、この度は割愛させていただきたいと思っております。今回は、その2といたしまして、広島県西部広域行政組合及び呉広域行政事務組合の取扱いについて、ご提案させていただきました。まず、資料集の1頁に広島県西部広域行政組合について、</p>

	<p>概要を掲載しておりますのでお開きいただきたいと思います。この組合には、現在、能美町、沖美町及び大柿町が加入しておりますが、現在、組合で共同処理しております事務につきまして、合併後は市独自で処理するものとしたしまして、市税等の滞納整理事務や電算処理事務がございます。職員等の研修につきましては、広島県等と協力して行なう事になりますので、「広島県西部広域行政組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退する」と提案させていただきました。</p> <p>次に資料集の2頁の呉広域行政事務組合についてでございますが、現在、4町とも加入しておりますので「合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する」と提案させていただきました。</p> <p>以上で協議第33号「一部事務組合等の取扱い(その2)について」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>ご意見またはご質問等ございましたらご発言ください。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>&lt; はい &gt;</p>
平口会長	<p>協議第33号は原案どおり承認いただけたものとして決めます。</p> <p>次に、協議第34号「公共的団体等の取扱いについて」を議題といたします。事務局より説明させます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第34号「公共的団体等の取扱いについて」ご説明いたします。</p> <p>協議事項2頁をお開きください。まず、ここでいう公共的団体等についてご説明いたします。公共的団体等には、産業経済団体、厚生福祉事業団体及び文化事業団体等の公共的な活動を営むものは全てこれに含まれます。その範囲につきましては、法人であるか否かを問わず明確な定義はございません。資料集3頁から8頁に公共的団体等の一覧表を部門別に掲載しております。なお、掲載している団体につきましては、各町がこれらの団体に補助金を出しているものを主に掲載しております。国、県の団体やフェスティバル実行委員会など、いわゆる事業目的のための団体につきましては、省略させていただいております。四町には、それぞれ住民の方々により構成されてい</p>



る区長会や区民会を始めといたしまして、規模的にも目的別にも様々な団体が多数ございます。これらの公共的団体等の取扱いにつきましては、地方自治法第157条の規程で、「普通公共団体の長は、その公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これを指揮、監督できる」とされており、また合併特例法第16条第8項におきましては、「公共的団体等は合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」と規定されております。以上のことから「公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努める」と提案させていただきました。具体的には1点目として「各町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整し、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める」2点目といたしまして、「各町独自の団体については、原則として現行のとおりとする」と提案させていただきました。なお、本協議会の委員さんの中には、ここにお示した団体に所属し、その中心的役割を担っておられる方々が多数いらっしゃいますが、こうした公共的団体等の取扱いに関する考え方につきましては、行政サイドからの判断により、1つの方向性を打ち出したものでございまして、それぞれの団体と事前の協議は行っておりません。具体的な調整につきましては、これから必要に応じて、行政が関わりつつ、各団体において取り組んでいただくことになろうかと存じます。

以上で協議第34号「公共的団体等の取扱いについて」の説明を終わります。

平 口 会 長

説明を終わります。ご意見ご質問等ございましたらご発言ください。

はい、どうぞ。

中 下 委 員

この案件についてではなく、不適切なのかもわかりませんが江能四町で運営されています広域行政組合というのは、いつどこで統合されるのでしょうか。

平 口 会 長

江能広域事務組合につきましては、自治法に基づく法人格をもった団体でございますので、近く、最近の議会において了解を求めて、原則として解散の方向へもっていきたいとこのように考えております。ただし、消防事務がございますので消防事

	<p>務は新しい市の中の一分野としての事務として取り扱うのが、      適当ではないかと思っております。という事は一部事務組合で      なく、音戸町、倉橋町から消防と火葬場の事務、それから介護      保険の認定事務を新しい市が委託を受けるという形で進んでは      どうかと。これは、私個人の考えです。先ほど申し上げ      ましたように、近く広域議会に諮って結論を出したいとこのよ      うに考えております。以上です。</p> <p>その他ございませんか。</p>
<p>出口事務局長</p>	<p>只今、河原先生がお見えになられましたので、一言、ご挨拶      をいただきたいと思えます。</p>
<p>河原顧問</p>	<p>大変貴重な時間でございますが、ご指名いただきまして、一      言ご挨拶をさせていただきます。顧問をおおせつかっております      県議会の河原でございます。先月に引き続きまして、今日出      席をさせていただきます。大変な猛暑であります。皆様方      には連日、この大事業をお取り組みでございまして心から敬意を      表したいと存じます。ご承知いただきますように、6月末、日      本の地方自治体の約4割にあたります1,247の市町村が法      定あるいは任意の合併協議会をつくって、それぞれ、事務を、      仕事を進めているわけでございますし、また、国におきまして      は、昨日から去年に続きまして、全国のリレーシンポジウムと      いうのを各地で開催をして市町村合併の機運を一層盛り上げる      事にいたしております。広島県は7つの地域事務所ごとに同様      な企画でこれから積極的な機運の醸成を図るという事になって      おります。皆様におかれましては、これまで長い時間をおかけ      いただきまして、様々な協議をやってきていただきましたが、      私は、まさにこれから、この協議の正念場のような気がいた      します。どうぞ、当初のご方針どおり江能は一つ。初心を大切      にして価値のある目標の達成に向かって、一段のご努力を賜り      ますように役員の皆様、委員の皆様方のますますのご活躍を心      からお祈りさせていただきます。炎暑の最中でございます。ど      うぞ、くれぐれもご自愛をいただきまして一層のご活躍をいた      だきますようにお祈りを申し上げまして、ご挨拶に代えさせて      いただきたいと存じます。本日はご苦勞様でございます。あり      がとうございました。</p>
<p>平口会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議を中断いたしまして、恐縮でございます。続いて、ご質</p>

<p>&lt; 委 員 &gt;</p>	<p>       問ご意見ございましたら、ご発言いただきたいと存じます。        よろしいようですか。     </p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>       &lt;ありません&gt;     </p> <p>       協議第34号の「公共的団体等の取扱いについて」は原案ど        おり承認されたものとして、決しさせていただきます。     </p> <p>       次に協議第35号「各種団体への補助金、交付金等の取扱い        について」を議題といたします。事務局より説明させます。     </p>
<p>出口事務局長</p>	<p>       それでは、協議第35号「各種団体への補助金、交付金等の        取扱いについて」をご説明いたします。     </p> <p>       協議事項3頁及び資料集の9頁から14頁をご覧ください。        四町で補助金、交付金等を交付しています各種団体の各部門別        の総括表を掲載しております。なお、地方公共団体が構成又は        加入している団体に対するような負担金や各種事業に対する補        助金等は省略させていただいております。また、あくまでも補        助金を交付している団体を載せていますので、先ほどの公共        団体の表には掲載されておりましたが、本表には載っていない        団体があります。四町では、それぞれ施策として、各種団体へ        補助金や負担金を交付していますので、合併に際しては、それ        ぞれの制度の調整が必要となります。地方自治法第232条の        2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合におい        ては、寄付又は補助をすることができる」と定められておりま        す。この規程に基づき、四町ではその地域の振興・発展を図る        ための施策の一環として、各種団体に対する財政的支援措置や        奨励的な補助、育成にかかる補助、各種事業に対する補助を行        っております。この補助金等の交付団体や対象事業は、それぞ        れの町の伝統文化や社会的諸条件も異なっていますので、必ず        しも画一的ではなく、また、補助金の交付条件も各町まちまち        です。これら補助金、交付金等の統一に当りましては、従来か        らの経緯や実情を勘案するとともに、これから四町が力を合わ        せて建設しようとしている新市の街づくりの方向性や財政状況        等に配慮しつつ、調整していく必要があります。そこで、調整        の方針としまして「4町の補助金、交付金等は、従来からの経        緯、実情に配慮し、新市において検討するものとする」として        おります。具体的には、1点目として「4町で同一あるいは同        種の補助金等は、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協        力を得て、統一の方向で検討する」2点目としまして「各町独     </p>

	<p>自の補助金は、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する」と提案しております。以上で協議第35号「各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>本案についてのご質問、ご意見等ご発言ください。</p>
< 委員 >	<p>&lt; ありません &gt;</p>
平口会長	<p>意見等なしとの声がございしますが、その他ございせんか。よろしゅうございせんか。</p>
< 委員 >	<p>&lt; はい &gt;</p>
平口会長	<p>では、協議第35号は原案のとおり承認されたものとして、決しさせていただきます。</p> <p>次に、協議第36号「消防団の取扱いについて」を議題いたします。案の説明を願います。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第36号「消防団の取扱いについて」ご説明をいたします。</p> <p>協議事項4頁をお開きください。消防団につきましては、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を火災や風水害から守るため設置されておりまして、団員の方々は、有事の際には、いつでも出勤あるいは対処できるよう日ごろから鍛錬されているところでございます。資料集の15頁から16頁に、四町の消防団の概略を提示させていただいておりますのでご覧ください。消防団の設置、名称及び区域につきましては、四町とも条例において定めており、町内の区域毎に分団を配置しております。合併すれば、当然その指揮命令系統を一本化する必要がございますが、区域をあずかる各分団等の組織につきましては、現在の区域割りが大字ごとになっており、組織の統廃合につきましては、新市の新しい消防計画の作成の中で検討していくのが適当と考えられますので、「消防団は合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する」と提案させていただきました。なお、1点目として任期、手当、任用、服務、礼式等につきましては、四町で若干の差異がございますので、「調整し、新市に引き継ぐ」と提案させていただきました。2点目といたし</p>

まして、消防団員の報酬及び退職報奨金につきましては、現在四町とも同額ですので、「現行のとおりとする」と提案させていただきました。3点目といたしまして、消防相互応援協定につきましては、資料集の16頁に提示させていただいておりますように、四町共通の協定といたしまして、緊急事態における警察と消防の共助協定等がございますが、江田島町におきましては海上自衛隊第一術科学校との間で消火活動の覚書を独自に交わしており、合併後も引き続きこの覚書をいかしていくようになりますので、「消防相互応援協定については、江田島町の例による」と提案させていただきました。最後に、消防施設整備についてでございますが、資料集の16頁に提示しておりますように、四町とも消防施設の整備を図っております。これらの施設につきましては、当然、新市に引き継がれますが、消防施設の新たな拡充整備につきましては、地域間のバランス等も考慮しつつ、有事の際には地域や住民生活が脅かされることのないよう、拡充整備していかなければなりませんので、「消防施設整備については、新市において調整する」と提案させていただきました。

以上で協議第36号「消防団の取扱いについて」の説明を終わります。

平 口 会 長

本案についてのご質問、ご意見等をご発言願います。  
よろしゅうございますか。

< 委 員 >

< はい >

平 口 会 長

では、協議第36号は原案のとおり決しさせていただきます。  
次に、協議第37号「保健衛生関係事業の取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。

出口事務局長

協議第37号「保健衛生関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。

協議事項5頁及び資料集の17頁をお開きください。予防接種につきましては、乳幼児から16歳までの期間に病気による疾病を防ぐために免疫をつけ、併せて公衆衛生の向上及び健康の増進に寄与する目的で、予防接種法第3条、結核予防法4条により市町村で実施しなければならないことになっています。予防接種者によって多少ではございますが、接種時期に違いがございますので、当面は、現行のとおり実施し、速やかに負担

	<p>を含めて新市で調整すると提案させていただきます。</p> <p>住民検診については、住民の病気予防と健康保持を目的として、乳幼児から成人を対象に検診を行っていますが、各町毎に委託先が違っていています。また、受益者負担額に若干の相違がございます。従って、委託先、受益者負担額の一元化を図るために、新市において、調整すると提案させていただきます。</p> <p>ごみの収集運搬業務については、現在、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみの収集を行なっています。収集回数については、各町で若干の違いがございますので、当面現行のとおり実施し、速やかにサービスの公平化を図っての一元化を努めるよう新市において、調整すると提案させていただきます。</p> <p>その他の環境衛生事務事業については、ごみ減量化による環境の保全、また、公衆衛生の美化を図るための助成制度があります。これらの制度については、サービスの高い水準に合わせる原則に基づき、新市において、調整すると提案させていただきます。</p> <p>以上で協議第37号「保健衛生関係事業の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>本案について、ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>&lt; はい &gt;</p>
平口会長	<p>では、協議第37号は原案のとおりご承認いただいたものとして決めます。</p> <p>次に、協議第38号「農林水産関係事業の取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第38号「農林水産関係事業の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>協議事項6頁及び資料集の29頁から30頁をご覧くださいと思います。ここに農林水産関係事業の取扱いをお示ししてございます。江能地区におきまして、農業・漁業は重要な基幹産業でございます。農業につきましては、野菜・果実・花などの商品作物の栽培が盛んであり、都市近郊型の農業地域でございます。これらを踏まえまして、品質の高い農産品の生産を</p>

	<p>行なうため、新市におきましても、引き続き商品作物の産地化、農業の共同作業化と指導、支援による担い手の育成、農業生産基盤の整備、付加価値をつけるため六次産業化を重点に、振興を図っていく所存でございます。</p> <p>漁業につきましては、海面漁業、カキを中心とした養殖業が盛んでございます。これらを踏まえまして、安定した漁業生産を行なうため、引き続き漁場環境の保全、漁業生産基盤の整備、合わせまして付加価値をつけるため六次産業化を重点に、振興を図っていく所存でございます。</p> <p>また、林業につきましては、森林が国土保全をはじめとした様々な機能を発揮できますよう、引き続き森林の保護、林道の整備を重点に、振興を図っていく所存でございます。</p> <p>これらを取りまとめまして、調整内容は「農林水産関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、実施する。内容等については、新市において調整する」とさせていただきます。</p> <p>以上で協議第38号「農林水産関係事業の取扱いについて」の説明を終わります。</p>
平口会長	<p>本案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言ください。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>&lt; はい &gt;</p>
平口会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>では、協議第38号につきましては、原案のとおり承認されたものとして決めます。</p> <p>次に、協議第39号「商工観光関係事業の取扱いについて」を議題といたします。案の説明をさせます。</p>
出口事務局長	<p>それでは、協議第39号「商工観光関係事業の取扱いについて」をご説明いたします。</p> <p>協議事項7頁及び資料集の31頁をお開きください。ここに、商工観光関係事業をお示ししてございます。商工業につきましては、地場産業の育成を進めていくとともに、既存商店街の活性化を進めて行くため、新市におきましても、引き続き商工会への支援、地場産業の育成強化、企業の誘致等を重点に振興を</p>

	<p>図っていく所存でございます。</p> <p>観光・レクリエーションにつきましては、素晴らしい資源が多数ありますので、新市全体で観光客を誘致する仕組みづくりを進めていくため、新市におきましても、引き続き観光資源の整備及びネットワーク化、観光情報の提供、観光推進体制の強化を重点に、振興を図る所存でございます。このため調整内容は「商工観光関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、実施する。内容等については、新市において調整する」とさせていただきます。</p> <p>以上で、協議第39号「商工観光関係事業の取扱いについて」の説明を終わらせていただきます。</p>
平 口 会 長	<p>本案について、ご質問ご意見ございましたらご発言ください。ございませんか。</p>
< 委 員 >	<p>&lt;ありません&gt;</p>
平 口 会 長	<p>では、協議第39号は原案のとおり決したものととして取扱いさせていただきます。</p> <p>協議第40号「第6回合併協議会の日程について」でございます。日程について案を説明させます。</p>
出 口 事 務 局 長	<p>それでは、協議第40号「第6回合併協議会日程について」ご説明いたします。</p> <p>協議事項の8頁をお開きください。会議の申し合わせによりますと、通常、第1木曜日となっておりますが、今回は9月3日月曜日、開催時刻につきましては、午後2時30分ということでお願いを申し上げます。場所は、能美町農村環境改善センター多目的ホールでお願いいたします。</p> <p>以上で、協議第40号「第6回合併協議会日程について」のご説明を終わります。</p>
平 口 会 長	<p>次の合併協議会の日程でございますが、この案でよろしゅうございましょうか。</p>
< 委 員 >	<p>&lt;はい&gt;</p>
平 口 会 長	<p>では、この案で決定させていただきます。ありがとうございます。</p>



<p>出口事務局長</p>	<p>次に、報告第14号「新市建設計画策定に係るアンケート調査の実施について」を事務局より説明させます。一括して説明してください。</p> <p>それでは、報告第14号「新市建設計画策定に係るアンケート調査の実施について」ご説明申し上げます。</p> <p>協議事項の9頁をお開きください。前回の協議会で、新しい街づくりに対する住民の皆さんのご意見やご要望、ご提言を建設計画に盛り込んで行くため、新市建設計画策定に係るアンケート調査の実施についてご報告いたしました。具体的な調査票を作成しましたのでご報告いたします。10頁から13頁に調査票を掲げてございます。この調査票の内容によりまして、8月下旬に四町の全世帯に郵送し、9月上旬までに郵送により回答をお願いしたいと思っております。そして、集計・分析作業を行ない、調査結果はこの協議会に報告させていただきますとともに、建設計画に反映させていきたいと考えています。</p> <p>以上で、報告第14号「新市建設計画策定に係るアンケート調査の実施について」の報告を終わります。</p>
<p>平口会長</p>	<p>このことについて、ご意見等ございましたらご発言いただきたいと存じます。</p>
<p>&lt; 委 員 &gt;</p>	<p>&lt; ありません &gt;</p>
<p>平口会長</p>	<p>ご承認いただいたものとして、このようにアンケート調査を実施したいと存じますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次第(3)「会議録署名委員の指名」につきましては、第1回の協議会の際にご提案申し上げましたとおり、学識経験者の委員の中から、順番でお願いをいたしております。今回は、江田島町の中下雅敏委員さん。それから能美町の上空雄二委員さんのお二人をお願いいたします。よろしく、お願いいたします。</p> <p>それから、最後のその他でございます。青木早苗委員長から、「小委員会での審議」についての報告がありますのでお願いいたします。委員長お願いします。</p>
<p>青木委員 (小委員会委員長)</p>	<p>それでは、小委員会の報告をさせていただきます。</p> <p>小委員会資料をご覧になってください。1頁目をお開きください。小委員会報告(1)小委員会から合併協議会への報告方法。</p>

	<p>1 新市の名称。 応募のあったすべての名称の中から、小委員会各委員がそれぞれ10種類ずつ選ぶ。 それを各委員が小委員会へ持ち寄って協議を行い、概ね5種類まで絞り込む。これを小委員会の名称候補案として合併協議会へ報告する。合併協議会では、この候補案を基に審議を行い、名称を決定する。</p> <p>2 新市の事務所の位置「合併当初の新市事務所（仮庁舎）の位置、新庁舎の位置」 小委員会で協議して協議案を作成し、合併協議会へ報告する。 合併協議会では、この提案の審議を行い、確認、決定する。</p> <p>3 合併の期日。 小委員会で協議して協議案を作成し、合併協議会へ報告する。 合併協議会では、この提案の審議を行い、確認、決定する。</p> <p>以上、小委員会報告（1）です。</p>
平口会長	<p>小委員会から以上のように報告事項がございました。このように、今後、小委員会として活動をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>こういう、案で小委員会が活動するという事ですが、よろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	< 異議なし >
平口会長	<p>では、決定いたしました。そのように、ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>では、次に続いてお願いします。</p>
青木委員 (小委員会委員長)	<p>続いて2頁。小委員会報告（2）新市の名称応募原稿。前回の報告以降の報告をさせていただきます。応募期間は平成13年9月3日月曜日より平成13年9月28日金曜日までです。記念品は以下のとおりです。そして、3頁をお開きください。応募はがきの掲載例。決まっていませんでした選択記載の市名がでまして、江田島市、南広島市の2案が出ました。以上です。</p>
平口会長	<p>以上でございます。ご質問等ございましたらご発言願います。</p> <p>はい。</p>
西中委員	<p>沖美町の西中といいます。一つの案でございますけれど、応募はがきの名称記入方法につきましてでございますが、これは、</p>

	小学生から応募するのではないかと思います。それで、よろしいでしょうか。
平 口 会 長	はい。
西 中 委 員	それで、この自由記載と選択記載と書いていますが、これをもう少し和らげるような言葉は、どうかとなという事を提案させてもらいたいのですが。お年寄りも記載するのではないかと思いますので、そこらの文というものを考えられた方が良いのではないかと思います。これは、あくまでも個人的な提案であります。どうでしょうか。
平 口 会 長	ご指摘のように、大変かくばった表現でございますので、子供たちや、おじいさん、おばあさんにも分かるように、やわらかく表現をすると同時に、1案と2案両方書かないように、両方書くと無効になるので、そこら辺りを十分注意できるような案文を作りたいと思いますのでお任せいただきたいと存じます。よろしゅうございますか。
西 中 委 員	よろしく願いいたします。
平 口 会 長	その他ございませんでしょうか。
< 委 員 >	< ありません >
平 口 会 長	ご意見がないようでございますが、もう一度、事務手順をお話して、ご理解をいただきたいと思いますので、お聞きいただきたいと存じます。
土 手 班 長	募集の方法としまして、まず、9月に発行されます協議会だよりの方へ応募はがきを付けたものを添付して、全世帯へお配りをさせていただきたいと思います。それから、協議会のホームページの中に募集コーナーを設けまして、その募集コーナーの画面に従って作業をしていただければ、合併協議会の方へeメールで届くような2種類を考えています。それと、応募はがきがない方は、官製はがきに書いていただいて、出していただくような方法と3つの方法があります。応募はがき、官製はがき、ホームページの方にアクセスしていただいて、eメールで協議会の方へ届くような3つの方法を考えております。それと、

	<p>町内の各公共施設、港湾施設といった所にはポスターと応募はがきをつけておきますので、それで、応募していただけたと思います。応募の方法につきましては以上です。</p>
平 口 会 長	<p>以上でございますが、よろしうございましょうか。どうぞ。</p>
西 中 委 員	<p>誠に申し訳ございません。先ほどの合併協議会資料集の方でございますが、これは、私が間違っているのかどうか、先に言わなければいけなかったのですが、資料の10頁でございます。江田島町・能美町・沖美町・大柿町行政比較内容。各種団体の補助金、交付金等の取扱いという。そこの沖美町で全日本同和会広島県連合会沖美支部とありますが、これは、私の間違いかどうかわかりませんが、三高支部というのが、私は妥当ではないのかというように思っているのですが、こちらのところで、これが確定という事になりますと、まっていたきたいと思うのですが、これは、現在、一般会計の方では、三高支部というように載っているの、多分、私は三高支部と出ていたと思うので、沖美支部というように出ていますが、各種団体の認定という事に対して、再度確認をさせていただきたいということが、問題でありますのでどうか。その点を、少し遅くなりましたが、その他で言えばいいかという事でお話をさせていただきます。</p>
平 口 会 長	<p>事務当局に十分精査させておきます。もし間違っておりましたら、次の回に訂正させますので、ご理解をいただきたいと存じます。</p>
西 中 委 員	<p>よろしく、お願いいたします。</p>
平 口 会 長	<p>市名のアンケートについてございませんか。</p>
< 委 員 >	<p>&lt; ありません &gt;</p>
平 口 会 長	<p>ないようでございますので、ご承認いただいたものとして、報告済みとさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の全ての議事を終了いたします。ありがとうございます。9月3日に行なわれます第6回協議会で</p>

閉 会	お会いをしたいと存じます。 それでは、本日の会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。
-----	---

以上、第5回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成13年 8月31日

委 員 中 下 雅 敏

委 員 上 空 雄 二